



熊本県公報

第 1 2 4 9 8 号

平成 28 年 3 月 1 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 2
- 生活保護法に基づく指定施設機関の指定…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法に基づく指定施設機関の事業の廃止…………… (〃) 2
- 生活保護法に基づく指定施設機関の指定…………… (〃) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (〃) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 道路の区域変更…………… (〃) 4
- 道路の区域変更…………… (〃) 4
- 道路の区域変更…………… (〃) 5
- 道路の区域変更…………… (〃) 5

公 告

- 二級建築士試験の実施…………… (建築課) 5
- 木造建築士試験の実施…………… (〃) 6
- 益城台地西土地区画整理事業の事業計画変更の認可…………… (都市計画課) 8
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・農業振興課) 8
- 農用地利用配分計画の認可…………… (〃) 10
- 農用地利用配分計画の認可…………… (〃) 10
- 農用地利用配分計画の認可…………… (〃) 11
- 農用地利用配分計画の認可…………… (〃) 12
- 農用地利用配分計画の認可…………… (〃) 18
- 農用地利用配分計画の認可…………… (〃) 18
- 農用地利用配分計画の認可…………… (〃) 20
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 21
- 平成 2 9 ・ 3 0 年度熊本県工事入札参加者資格審査申請…………… (監理課) 21
- 平成 2 8 年度経営事項審査開始…………… (〃) 22

登 載 依 頼

- 熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 26
- 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (〃) 27
- 熊本県立美術館分館の指定管理者の指定…………… (文化課) 27
- 平成 2 7 年度熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会の開催…………… (福祉サービス第三者評価推進委員会) 28
- 平成 2 7 年度第 4 回熊本県男女共同参画審議会の開催…………… (男女共同参画審議会) 28
- 熊本県労働委員会が取り扱う個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程…………… (労働委員会) 28
- 宇城地域保健医療推進協議会の開催…………… (宇城地域保健医療推進協議会) 36
- 平成 2 7 年度上益城地域保健医療推進協議会の開催…………… (上益城地域保健医療推進協議会) 36

告 示

熊本県告示第 1 9 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 8 年 3 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
------------	--------	---------	-------	---------

合同会社つなぐ	地域活性特化型 デイサービスW i s h	宇土市古城町 3 6 2 - 8	平成 2 8 年 3 月 1 日	通所介護
---------	-----------------------------	---------------------	---------------------	------

熊本県告示第 1 9 8 号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 11 条及び第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。

平成 28 年 3 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社つなぐ	地域活性特化型 デイサービスW i s h	宇土市古城町 3 6 2 - 8	平成 2 8 年 3 月 1 日	介護予防通所 介護

熊本県告示第 1 9 9 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 28 年 3 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（はり師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
吉田 心平	大浜てもみ整骨院・ 鍼灸院	玉名市大浜町 2 2 5 8 - 1	平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日
中川 寿一	大浜てもみ整骨院・ 鍼灸院	玉名市大浜町 2 2 5 8 - 1	平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日

（きゅう師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
吉田 心平	大浜てもみ整骨院・ 鍼灸院	玉名市大浜町 2 2 5 8 - 1	平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日
中川 寿一	大浜てもみ整骨院・ 鍼灸院	玉名市大浜町 2 2 5 8 - 1	平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
吉田 心平	大浜てもみ整骨院・ 鍼灸院	玉名市大浜町 2 2 5 8 - 1	平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日
中川 寿一	大浜てもみ整骨院・ 鍼灸院	玉名市大浜町 2 2 5 8 - 1	平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日
茂田 雄大	のぞみ整骨院	宇城市小川町江頭 1 5 3 - 8	平成 2 8 年 1 月 1 2 日
光延 雅人	整骨院元	宇城市松橋町曲野 2 3 1 9 - 3	平成 2 8 年 1 月 1 9 日

熊本県告示第 2 0 0 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 2 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立

の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
沼 春香	整骨院元	宇城市松橋町曲野2 319-3	平成27年12月 14日

熊本県告示第201号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(あん摩マッサージ指圧師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
塚本 博巳	在宅マッサージクオン熊本南	宇城市小川町河江1 92-3	平成28年1月2 2日

(はり師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
塚本 博巳	在宅マッサージクオン熊本南	宇城市小川町河江1 92-3	平成28年1月2 2日

(きゅう師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
塚本 博巳	在宅マッサージクオン熊本南	宇城市小川町河江1 92-3	平成28年1月2 2日

熊本県告示第202号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市五和町鬼池字柳迫691番、697番、702番、704番3、705番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字柳迫691番・697番・702番・704番3・705番(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第203号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市牛深町字崎町2469番、2471番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年3月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	球磨田浦線	葦北郡芦北町大字吉尾字湯ノ段	前	4.8 ～ 33.0	32.0	災害復旧
		同所	後	4.8 ～ 39.6		

2 区域を変更する期日 平成28年3月1日

熊本県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年3月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北球磨線	葦北郡芦北町大字天月字梶原平	前	10.8 ～ 43.9	230.0	防交安 (災害防除)
		同所	後	13.8 ～ 77.9		

2 区域を変更する期日 平成28年3月1日

熊本県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年3月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	越小場湯浦線	葦北郡芦北町大字古石字古道	前	5.0 ～	409.0	単道改

		葦北郡芦北町大字古石字筆坂 554番1地先まで		11.4	409.0	
			後	7.3 ～ 14.5		

2 区域を変更する期日 平成28年3月1日

熊本県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年3月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宮原五木線	八代市東陽町河俣字折渡 3908番14地先から 同所 3908番5地先まで	前	13.4 ～ 42.1	272.5	防交安 (災害 防除)
			後	18.5 ～ 75.4	272.5	

2 区域を変更する期日 平成28年3月1日

熊本県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年3月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	八代市坂本町西部ろ字上原木 240番2地先から 同所 232番2地先まで	前	7.7 ～ 14.9	109.0	単防災
			後	8.8 ～ 16.3	109.0	

2 区域を変更する期日 平成28年3月1日

公 告

熊本県公告第150号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成28年二級建築士試験を次のように実施する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験期日及び日程

- (1) 学科の試験
平成28年7月3日（日） 午前10時から午後5時10分まで
- (2) 設計製図の試験
平成28年9月11日（日） 午前11時から午後4時まで

2 試験地

熊本市

3 試験場所

- (1) 学科の試験
東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
- (2) 設計製図の試験
東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
- 4 受験申込手続
 - (1) 郵送による受験申込み
郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験の受験をしたことがある者のうち、二級建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に限り行うことができる。
 - ア 受験申込受付期間
平成28年3月14日（月）から平成28年3月29日（火）まで
 - イ 受験申込方法
次の宛先に、必ず簡易書留で郵送すること（締切日の消印有効）。
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター本部
 - (2) インターネットによる受験申込み
インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
 - ア 受験申込受付期間及び受付時間
(ア) 期間 平成28年3月22日（火）から平成28年3月29日（火）まで
(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで
 - イ 受験申込方法
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ
(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。
 - (3) 受付場所における受験申込み
過去に二級建築士試験を受験したことがない者又は(1)若しくは(2)による受験申込みができなかった者を対象として、次のとおり、受験申込受付を行う。
 - ア 受験申込書の受付期間及び受付時間
(ア) 期間 平成28年4月7日（木）から平成28年4月11日（月）まで
(イ) 時間 午前10時から午後5時まで
 - イ 受験申込方法
次の受付場所に申込者本人が受験申込書を直接提出することにより行う。
公益社団法人熊本県建築士会
熊本市中央区神水一丁目3番7号熊本県建築士会館
 - (4) 学科の試験の免除の申請
学科の試験の免除の申請は、平成26年若しくは平成27年に行った試験の学科の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の合格通知書又は平成26年若しくは平成27年の設計製図の試験の不合格の通知書で平成28年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。
- 5 受験票の交付
受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）は、原則として、平成28年6月10日（金）頃、受験有資格者に発送する。
- 6 合格者の発表及び合否の通知
 - (1) 学科の試験
平成28年8月23日（火）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
 - (2) 設計製図の試験
平成28年12月1日（木）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- 7 合否判定基準の公表
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。
- 8 その他
 - (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成28年6月8日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センター支部及び公益社団法人熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
 - (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

熊本県公告第151号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成28年木造建築士試験を次のように実施する。
平成28年3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 試験期日及び日程

- (1) 学科の試験
平成28年7月24日(日) 午前10時から午後5時10分まで
- (2) 設計製図の試験
平成28年10月9日(日) 午前11時から午後4時まで
- 2 試験地
熊本市
- 3 試験場所
 - (1) 学科の試験
東海大学(熊本キャンパス) 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
 - (2) 設計製図の試験
東海大学(熊本キャンパス) 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
- 4 受験申込手続
 - (1) 郵送による受験申込み
郵送による受験申込みについては、過去に木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に限り行うことができる。
ア 受験申込受付期間
平成28年3月14日(月)から平成28年3月29日(火)まで
イ 受験申込方法
次の宛先に、必ず簡易書留で郵送すること(締切日の消印有効)。
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル
公益財団法人建築技術教育普及センター本部
 - (2) インターネットによる受験申込み
インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾を受けている者に限り行うことができる。
ア 受験申込受付期間及び受付時間
(ア) 期間 平成28年3月22日(火)から平成28年3月29日(火)まで
(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで
イ 受験申込方法
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ
(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。
 - (3) 受付場所における受験申込み
過去に木造建築士試験を受験したことがない者又は(1)若しくは(2)による受験申込みができなかった者を対象として、次のとおり、受験申込受付を行う。
ア 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間
(ア) 期間 平成28年4月7日(木)から平成28年4月11日(月)まで
(イ) 時間 午前10時から午後5時まで
イ 受験申込方法
次の受付場所に申込者本人が受験申込書を直接提出することにより行う。
公益社団法人熊本県建築士会
熊本市中央区神水一丁目3番7号熊本県建築士会館
 - (4) 学科の試験の免除の申請
学科の試験の免除の申請は、平成26年若しくは平成27年に行った試験の学科の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書又は平成26年若しくは平成27年の設計製図の試験の不合格の通知書で平成28年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。
- 5 受験票の交付
受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)は、原則として、平成28年6月10日(金)頃、受験有資格者に発送する。
- 6 合格者の発表及び合否の通知
 - (1) 学科の試験
平成28年9月6日(火)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
 - (2) 設計製図の試験
平成28年12月1日(木)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- 7 合否判定基準の公表
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。
- 8 その他
 - (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成28年6月8日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センター支部及び公益社団法人熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
 - (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験期間内にその旨を申し出ること。

熊本県公告第152号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により益城台地西土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 組合の名称 益城台地西土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成21年8月25日から平成33年3月31日まで
- 3 施行地区 熊本県上益城郡益城町大字広崎字松山西の全部並びに同所字松山峠、同所字大野久保、同所字府内、同所字梨木、同所字立古閑及び同所字大野の各一部
- 4 組合の事務所の所在地 熊本県上益城郡益城町大字広崎地内
- 5 組合の設立認可の年月日 平成21年8月25日
- 6 変更認可の年月日 平成28年2月19日

熊本県公告第153号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人南阿蘇くぎの	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字東屋2191番1ほか161筆
古澤 博幸	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字岩神3610番1ほか6筆
今村 健也	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字東岸野4228番1ほか2筆
今村 昭洋	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字岸野下2335番ほか9筆
今村 健一	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字南古閑原4385番ほか10筆
今村 勇一	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字古閑原4331番ほか7筆
今村 勇一	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字堀渡ノ西3665番2
今村 鶴美	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字岸野下2329番ほか12筆
今村 和昭	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字古閑原4291番1ほか3筆
古澤 一也	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字堀渡3842番
古澤 洋介	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字岸野下2406番1ほか1筆
今村 憲一	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字岸野4087番1ほか1筆
古澤 邦博	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字岸野下2412番1ほか2筆
古澤 信也	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字東岸野4260番1ほか4筆
古澤 精介	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字山田原1710番1ほか5筆
今村 三治	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字堀渡ノ上3787番1ほか2筆

今村 健正	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字湯田 2 5 2 9 番ほか 9 筆
今村 義巳	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字坂ノ下 2 1 2 3 番 1 ほか 2 筆
今村 健吾	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字湯田 2 5 5 9 番 1 ほか 1 筆
今村 孝典	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字坂ノ下 2 1 2 1 番 2 ほか 6 筆
今村 常明	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字岸野 4 0 9 9 番 1
今村 真	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字岸野下 2 4 0 7 番 1 ほか 2 筆
今村 好	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字東屋 2 2 2 2 番ほか 6 筆
佐藤 久康	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字古閑原 4 3 2 6 番 2 ほか 4 筆
今村 武博	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字南古閑原 4 3 7 1 番 1 ほか 7 筆
大庫 今朝則	上益城郡山都町仮屋	上益城郡山都町仮屋字猪尾木 9 9 7 番ほか 1 8 筆
大庫 今朝則	上益城郡山都町仮屋	上益城郡山都町仮屋字轟越 5 0 5 番ほか 1 0 筆
大庫 智	上益城郡山都町仮屋	上益城郡山都町仮屋字下鶴 3 8 0 番 1 ほか 1 筆
大庫 智	上益城郡山都町仮屋	上益城郡山都町仮屋字前田 6 8 3 番 1 ほか 2 筆
大庫 繁	上益城郡山都町仮屋	上益城郡山都町仮屋字上鶴 7 6 3 番 1 ほか 3 筆
佐藤 博昭	上益城郡山都町仮屋	上益城郡山都町仮屋字尾立尾 1 1 2 7 番 1 7 ほか 1 筆
佐藤 博信	上益城郡山都町仮屋	上益城郡山都町仮屋字中鶴 6 0 2 番 1 ほか 3 筆
佐藤 博信	上益城郡山都町仮屋	上益城郡山都町仮屋字十五田 3 9 番 1 ほか 4 筆
山邊 始壽	上益城郡山都町橘	上益城郡山都町橘字中畑 8 7 6 番ほか 1 2 筆
渡邊 和幸	上益城郡山都町橘	上益城郡山都町橘字椀山 7 6 7 番ほか 5 筆
江藤 誠	上益城郡山都町橘	上益城郡山都町橘字二又迫 4 0 8 番ほか 4 筆
興梠 修一	上益城郡山都町橘	上益城郡山都町橘字中畑 8 6 3 番ほか 9 筆
山邊 正光	上益城郡山都町橘	上益城郡山都町橘字蔵ヶ東 6 8 6 番 1 の 1 ほか 3 筆
山邊 達也	上益城郡山都町橘	上益城郡山都町橘字二又迫 3 7 4 番ほか 4 筆
山邊 康弘	上益城郡山都町橘	上益城郡山都町橘字河原戸 5 4 3 番ほか 4 筆
江藤 豊	上益城郡山都町橘	上益城郡山都町橘字中畑 8 9 5 番ほか 9 筆
後藤 秀志	上益城郡山都町橘	上益城郡山都町橘字椀山 8 1 9 番
山邊 勝志	上益城郡山都町橘	上益城郡山都町橘字尾ソタリ 1 7 4 番

森田 真一	上益城郡嘉島町北甘木	上益城郡御船町大字高木字深町 1 3 2 2 番
-------	------------	--------------------------

2 認可年月日
平成 2 8 年 3 月 1 日

熊本県公告第 1 5 4 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 3 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社サウスウインド	菊池市七城町加恵	菊池市七城町亀尾字下力石 1 3 4 0 番
稲田 壽昭	菊池市泗水町吉富	菊池市泗水町吉富字宝町 1 7 0 6 番 1 ほか 1 筆
森本 惟誠	菊池市泗水町吉富	菊池市泗水町吉富字宝町 1 6 9 6 番 2 ほか 2 筆
古田 浩士	菊池市泗水町吉富	菊池市泗水町吉富字宝町 1 7 3 3 番 1 ほか 6 筆
空水園松島農場株式会社	菊池市下河原	菊池市下河原字嫁無 1 6 9 9 番 1 ほか 1 5 筆
平島 信昭	菊池市泗水町住吉	菊池市泗水町住吉字高町 3 4 0 8 番
中尾 孝祐	菊池市泗水町住吉	菊池市泗水町住吉字平原 2 9 0 4 番 2
中尾 幸俊	菊池市泗水町住吉	菊池市泗水町住吉字東久保 2 2 5 3 番 ほか 4 筆
坂本 慎也	菊池市泗水町住吉	菊池市泗水町住吉字西馬飼場 2 4 6 5 番
堤 秀清	菊池市西寺	菊池市木庭字古城 1 4 8 4 番 1 ほか 1 筆
永松 治雄	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字上原 1 4 0 番 ほか 6 筆

2 認可年月日
平成 2 8 年 3 月 1 日

熊本県公告第 1 5 5 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 3 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人庄の夢	山鹿市鹿本町庄	山鹿市鹿本町高橋字野田目 8 1 8 番 ほか 2 6 0 筆
小柳 義広	山鹿市菊鹿町阿佐古	山鹿市鹿本町庄字太郎丸 2 2 7 番 ほか 2 筆
農事組合法人アグリつぶくろ	山鹿市鹿本町津袋	山鹿市鹿本町津袋字大塚 5 4 2 番 1 6 ほか 2 4 9 筆
農事組合法人中分田ファーム	山鹿市鹿本町中分田	山鹿市鹿本町中分田字木浦 6 0 番 6 ほか 6 3 筆
農事組合法人川北夢百笑	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字高岸 1 7 7 4 番

農事組合法人川北夢百笑	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字高岸1771番1ほか193筆
有限会社デカノウ熊鹿	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字堤下3115番ほか107筆
中村 俊博	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字永富2055番3ほか16筆
富田 耕輔	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字高岸1746番1ほか15筆
福島 浩二	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字木山1132番6
錦郷川農事組合法人	上益城郡甲佐町南三箇	上益城郡甲佐町大字南三箇字八幡179番ほか288筆
大森 繁昭	上益城郡甲佐町中山	上益城郡甲佐町大字中山字下道免1124番ほか4筆
井芹 康雄	上益城郡甲佐町中山	上益城郡甲佐町大字中山字錦川872番ほか33筆
大森 初美	上益城郡甲佐町中山	上益城郡甲佐町大字南三箇字立古528番1ほか9筆
上田 晋也	上益城郡甲佐町世持	上益城郡甲佐町大字世持字木戸513番1ほか3筆
幡野 文夫	上益城郡甲佐町船津	上益城郡甲佐町大字世持字池田59番ほか6筆
山下 康彦	上益城郡甲佐町船津	上益城郡甲佐町大字世持字池田66番ほか5筆
後藤 孝一	上益城郡甲佐町船津	上益城郡甲佐町大字世持字池田16番1ほか2筆
農事組合法人多良木のびる	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字牛島2546番ほか124筆
農事組合法人多良木のびる	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字牛島2487番ほか3筆
那須 定八	球磨郡多良木町黒肥地	球磨郡多良木町大字久米字石原320番1
農事組合法人多良木のびる	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字牛島2525番ほか37筆
農事組合法人多良木のびる	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字牛島2529番ほか4筆
田嶋 英功	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字牛島2525番ほか9筆
田嶋 英功	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字牛島2529番ほか1筆
西山 憲昭	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字年ノ神1840番ほか10筆
永田 一俊	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字牛島3501番ほか9筆
永田 一俊	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字牛島2534番ほか2筆
城下 和治	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字年ノ神1808番1ほか6筆

2 認可年月日
平成28年3月1日

規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
川上 涼	荒尾市川登	荒尾市川登字大坪685番ほか9筆
農事組合法人グリーンファーム上板楠	玉名郡和水町上板楠	玉名郡和水町上板楠字大迫219番1ほか486筆
農事組合法人グリーンファーム上板楠	玉名郡和水町上板楠	玉名郡和水町上板楠字志祢古851番ほか172筆
農事組合法人グリーンファーム上板楠	玉名郡和水町上板楠	玉名郡和水町上板楠字三反田52番ほか73筆 〔一時利用地 玉名郡和水町上板楠字三反田67番1ほか39筆〕
農事組合法人グリーンファーム上板楠	玉名郡和水町上板楠	玉名郡和水町上板楠字畔地6番 〔一時利用地 玉名郡和水町上板楠字畔地71番2〕
山河 良二	上天草市大矢野町登立	上天草市大矢野町登立字京ノ島10096番1ほか7筆

2 認可年月日

平成28年3月1日

熊本県公告第157号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
富永 幹夫	天草市古川町	天草市本渡町本渡字中原1427番
園田 邦雄	天草市本渡町本戸馬場	天草市本渡町本渡字口ノ原2234番ほか11筆
岡田 隆則	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字山ノ口1625番1
吉永 安久	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字堂面原3271番1ほか5筆
久保 博司	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字出来村1939番1
吉永 岩根	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字堂面原3268番ほか4筆
久保 年男	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字井手4270番4ほか1筆
久保田 好子	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字木賊河内4721番1ほか1筆
久保田 正清	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字下拾落4351番1ほか5筆
宮崎 誠市	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字木賊河内4727番ほか2筆
金子 孝	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字口ノ原2303番5

株式会社光延農園	天草市古川町	天草市本渡町本渡字山ノ浦2151番2
山下 義春	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字堂面原3343番
山下 義人	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字子種水4491番ほか3筆
山下 光造	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字堂面原3345番1ほか3筆
山下 盛幸	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字下山口874番1ほか2筆
山下 豊年	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字下仁田3844番1ほか1筆
山下 里美	天草市亀場町食場	天草市本渡町本渡字山ノ口1637番
児玉 竜光	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字下仁田3877番1ほか1筆
若杉 俊二	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字山ノ口1696番ほか5筆
松下 信義	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字口ノ原2228番1ほか10筆
松崎 芳子	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字下山口1036番6
植田 弘一郎	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字下山口1102番3ほか5筆
谷端 日出登	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字下山口1065番3ほか3筆
竹元 一彦	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字口ノ原2301番4ほか2筆
中野 末義	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字井手4325番1ほか2筆
槌本 楓	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字山ノ口1678番1
鶴田 雄士	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字口ノ原2237番3
武田 金和生	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字堂面原3352番1
平田 イツ子	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字木賊河内4725番1ほか1筆
葉山 實	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字下山口1108番ほか1筆
葉山 實	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字下山口1069番
淀川 洋一	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字山ノ口1676番3ほか7筆
淀川 洋一	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字山ノ口1714番3
蓮池 桂二	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字下山口970番
蓮池 良正	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字子種水4453番3ほか1筆
芹田 満	天草市亀場町食場	天草市本渡町本渡字中原1473番1ほか1筆
芹田 満	天草市亀場町食場	天草市本渡町本渡字山ノ口1630番1
松下 利子	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字揚盧迫2494番
武田 京子	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字堂面原3344番
農事組合法人本渡 山口の里	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字子種水4480番ほか31筆
農事組合法人本渡 山口の里	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字山ノ口1698番
金山 積	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字上新田1794番4ほか25筆

金山 積	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字上新田1792番1 0ほか1筆
田嶋 義信	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字中新田1816番4 ほか21筆
樋口 秀則	天草市河浦町今田	天草市河浦町河浦字下新田1828番5 ほか1筆
松本 和哉	天草市河浦町今田	天草市河浦町河浦字上新田1793番1 0
仁田 富男	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字浜ノ原1714番2 ほか11筆
村上 浩二	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字吉原1125番
田嶋 栄治	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字浜ノ原1701番2 ほか11筆
嶋田 浩二	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字下新田1826番6 ほか10筆
農事組合法人美農 里かわうら	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字長深857番1ほか 6筆
農事組合法人美農 里かわうら	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字上新田1792番1 6ほか66筆
大友 幸久	天草市河浦町白木河 内	天草市河浦町白木河内字下古里175番 12ほか2筆
小林 勝一	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字中ノ丸590番2ほ か2筆
三反 康博	天草市河浦町白木河 内	天草市河浦町白木河内字白木新田29番 2
谷崎 成春	天草市河浦町白木河 内	天草市河浦町白木河内字白木新田79番 1
中村 政治	天草市河浦町白木河 内	天草市河浦町白木河内字白木新田45番 1
濱崎 満規	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字中ノ丸563番1
濱崎 吉晴	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字丸友4254番ほか 2筆
濱崎 良一	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字丸友4285番ほか 1筆
早見 泰史	天草市河浦町白木河 内	天草市河浦町白木河内字上惣崎252番 1ほか6筆
平田 剛	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字丸友4289番
平野 昭弘	天草市河浦町白木河 内	天草市河浦町白木河内字前田1872番 1ほか15筆
平野 昭弘	天草市河浦町白木河 内	天草市河浦町白木河内字惣崎161番1 9ほか1筆
平野 進	天草市河浦町白木河 内	天草市河浦町白木河内字白木新田110 番1
平野 武治	天草市河浦町白木河 内	天草市河浦町白木河内字下古里168番 1ほか1筆
平山 清春	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字久浦4176番
山下 政則	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字久浦4187番ほか 1筆
横田 政司	天草市河浦町白木河 内	天草市河浦町白木河内字中村1991番 1
小林 照明	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字中ノ丸589番1
松下 和夫	天草市河浦町白木河	天草市河浦町白木河内字向日木12番1

	内	20
大橋 眞一	天草市古川町	天草市河浦町白木河内字白木新田112番2ほか1筆
濱崎 功	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字丸友4278番ほか2筆
濱崎 續	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字浦ヶ崎4101番ほか2筆
農事組合法人一町田下	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字広浦4015番ほか160筆
農事組合法人一町田下	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字丸友4301番ほか10筆
池田 博正	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字硯石4396番2
出田 千恵子	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3123番4ほか3筆
岡田 芳尚	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字大坪3190番5ほか5筆
鏡 幸一	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字新山2331番1ほか2筆
鏡 幸一	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3054番17ほか27筆
柴田 和弘	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字七ツ江3236番1ほか26筆
高濱 恵子	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3128番4ほか5筆
鶴岡 典幸	天草市有明町大島子	天草市有明町下津浦字榎木丸3868番1ほか3筆
中川 由美子	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字榎木丸3871番2ほか5筆
西橋 喜美代	天草市有明町上津浦	天草市有明町下津浦字釜3128番8
萩原 眞一	天草市有明町赤崎	天草市有明町下津浦字釜3030番25
福永 清徳	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3135番5ほか5筆
福永 清徳	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字大坪3212番6
福永 修一	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字大坪3154番1ほか2筆
福永 修一	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3135番6ほか27筆
福永 芳成	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字池田1197番ほか12筆
福永 義治	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3053番15ほか3筆
別城 光信	天草市有明町上津浦	天草市有明町下津浦字砂尾2526番5
吉田 幸範	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字大坪3160番1ほか3筆
河内 正一	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字丸尾3682番ほか9筆
元島 浩継	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字池田1199番ほか5筆
今福 勝喜	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3094番ほか2筆
今福 信夫	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字大坪3166番1ほか1筆

農事組合法人あまくさ夢有ランド	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字樋ノ河内2129番2ほか2筆
農事組合法人あまくさ夢有ランド	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3055番24ほか54筆
池上 功	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字野添1352番ほか24筆
池上 忠雄	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字牟田1600番ほか4筆
池上 忠勝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下980番1
池上 忠勝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下926番ほか24筆
井上 哲野	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字中島1694番1ほか1筆
井上 哲野	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下913番ほか2筆
植田 孝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下891番ほか10筆
上田 学	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字鬼除924番
上田 学	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1504番ほか8筆
植田 洋子	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下935番ほか16筆
上野 廣喜	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字野添1013番ほか7筆
内村 武志	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字轟立1380番
大野 義輝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町扇崎字大浦1278番
大野 邦重	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下956番2
大野 邦重	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町扇崎字野添1008番ほか10筆
池上 有平	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下956番1
池上 有平	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下955番ほか9筆
小川 信孝	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字野添1029番
小川 信孝	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字野添1031番ほか3筆
小川 信孝	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字野添1009番ほか11筆
倉田 勝男	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字五反田975番ほか2筆
倉田 勝男	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字鬼除922番1ほか3筆
倉田 勝男	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字野添994番ほか3筆
倉田 勝男	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字五反田940番1ほか43筆
桑本 良雄	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下895番ほか3筆
桑本 良雄	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字中島1712番
児玉 直美	玉名郡長洲町折崎	玉名市岱明町扇崎字堀牟田1460番1ほか5筆
寫野 司	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1491番ほか5筆

鳶野 正利	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1507番
島野 勇一	玉名市岱明町鍋	玉名市岱明町扇崎字下牟田1556番ほか9筆
嶋村 和久	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下942番ほか2筆
嶋村 康則	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字五反田978番
嶋村 康則	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1485番ほか8筆
小路 信一	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字野添996番ほか4筆
小路 信一	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1531番2
杉浦 健一	玉名郡長洲町折崎	玉名市岱明町扇崎字堀牟田1449番ほか2筆
瀬崎 正信	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下937番ほか12筆
田上 茂明	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字鶴立1390番ほか4筆
田上 義孝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町扇崎字堀牟田1463番1ほか10筆
土本 倫生	玉名郡長洲町長洲	玉名市岱明町扇崎字五反田984番
土本 倫生	玉名郡長洲町長洲	玉名市岱明町扇崎字堀牟田1472番1ほか10筆
寺田 初男	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字鬼除917番
西川 健吾	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下961番ほか4筆
西山 修	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字上牟田1415番ほか5筆
野添 忍	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字下牟田1521番
橋本 安人	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字中島1734番1ほか2筆
橋本 安人	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下905番ほか40筆
原口 貢	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字中島1724番1
藤森 康德	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字五反田971番1
藤森 康德	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字上牟田1416番ほか13筆
本田 敏弘	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下954番ほか12筆
本田 富幸	玉名市岱明町下沖洲	玉名市岱明町大野下字竹ノ下925番ほか2筆
前田 徳幸	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町大野下字北鶴立1557番3ほか12筆
前本 道德	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字大浦1284番1ほか33筆
美崎 毅	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字上牟田1411番ほか6筆
村上 哲法	玉名市岱明町西照寺	玉名市岱明町扇崎字堀牟田1455番1ほか6筆
村上 善孝	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字上牟田1386番ほか4筆
元田 照男	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字野添1365番ほか2筆

森田 忍	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下 8 8 9 番ほか 5 筆
森田 嘉一	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字鶴立 1 3 8 1 番ほか 1 7 筆
森田 幸孝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下 8 8 8 番ほか 1 筆
森田 幸孝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字中島 1 6 9 1 番
森田 幸孝	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字竹ノ下 9 2 1 番ほか 1 7 筆
米田 良人	玉名市岱明町中土	玉名市岱明町扇崎字堀牟田 1 4 4 6 番 1
米村 厚	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字野添 1 3 5 9 番 2 ほか 1 0 筆
米村 君人	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字野添 1 3 5 6 番ほか 1 筆
米村 哲也	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字塔ノ本 1 0 9 7 番ほか 1 1 筆
米村 哲也	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字中島 1 7 0 6 番 1 ほか 1 筆
米村 哲也	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字中島 1 6 9 7 番 1 ほか 1 1 筆
米村 哲也	玉名市岱明町大野下	玉名市岱明町大野下字牟田 1 5 7 0 番 2 ほか 3 8 筆

2 認可年月日
平成 2 8 年 3 月 1 日

熊本県公告第 1 5 8 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 3 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
岩下 誠志	阿蘇市一の宮町手野	阿蘇市一の宮町手野字河原田 7 0 2 番 1 ほか 1 1 筆 〔一時利用地及び換地（予定） 阿蘇市一の宮町手野字河原田 7 0 4 番 1 ほか 5 筆〕

2 認可年月日
平成 2 8 年 3 月 1 日

熊本県公告第 1 5 9 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 3 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
森 寿	玉名郡南関町肥猪	玉名郡南関町大字肥猪字寺井川 2 4 4 番 1 ほか 1 4 筆
森 寿	玉名郡南関町肥猪	玉名郡南関町大字肥猪字三ツ枝 3 9 9 番 1

		ほか 1 2 筆
福山 正英	玉名郡南関町相谷	玉名郡南関町大字肥猪字北井川 1 6 2 9 番
福山 正英	玉名郡南関町相谷	玉名郡南関町大字肥猪字北井川 1 6 1 4 番 1 ほか 1 6 筆
永松 克規	玉名郡和水町板楠	玉名郡南関町大字肥猪字権免 6 0 6 番ほか 1 筆
岩下 輝彦	玉名郡南関町肥猪	玉名郡南関町大字肥猪字中尾 2 0 7 0 番ほか 4 筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字柳田 2 番 1 ほか 2 筆〕
齋田 英治	玉名郡南関町肥猪	玉名郡南関町大字肥猪字四ツ枝 2 2 5 3 番 ほか 3 筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字大平 3 番 8 ほか 3 筆〕
松本 広次	熊本市西区田崎	玉名郡南関町大字肥猪字松ヶ平 2 3 1 3 番 ほか 9 筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字大平 3 番 7 〕
松本 広次	熊本市西区田崎	玉名郡南関町大字肥猪字島田 2 8 0 2 番 1 〔一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字島田 7 番 1 ほか 1 筆〕
龍 幸太	玉名郡南関町肥猪	玉名郡南関町大字肥猪字島田 2 8 0 7 番ほか 1 筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字島田 6 番 4 〕
永田 優一	玉名郡南関町相谷	玉名郡南関町大字肥猪字松ヶ平 2 2 7 8 番 ほか 5 筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字島田 8 番 〕
永田 優一	玉名郡南関町相谷	玉名郡南関町大字肥猪字茶ノ木浦 2 5 9 1 番ほか 3 筆
岩下 隆徳	玉名郡南関町肥猪	玉名郡南関町大字肥猪字柳田 2 2 0 9 番 1 ほか 3 筆
高椋 信亨	玉名郡南関町関町	玉名郡南関町大字肥猪字柳田 2 2 1 1 番ほか 3 2 筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字大平 3 番 6 ほか 5 筆〕
高椋 信亨	玉名郡南関町関町	玉名郡南関町大字肥猪字池井川 2 3 1 5 番 ほか 1 2 筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字島田 6 番 1 ほか 3 筆〕
農事組合法人野口	玉名市岱明町野口	玉名市岱明町山下字庄司 8 9 0 番ほか 3 筆
高本 昌一	玉名市岱明町高道	玉名市岱明町山下字藪ノ下 6 3 1 番

2 認可年月日
平成 2 8 年 3 月 1 日

熊本県公告第160号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
上村 雄二	上益城郡山都町長田	上益城郡山都町長田字山宮16番1ほか29筆
渡辺 勇二	上益城郡山都町市原	上益城郡山都町長田字原793番4ほか2筆
田中 秀雄	上益城郡山都町長田	上益城郡山都町長田字山宮13番ほか4筆
上村 雄大	上益城郡山都町長田	上益城郡山都町長田字鮎ノ目185番1ほか6筆
西山 幸司	上益城郡山都町長田	上益城郡山都町長田字向342番3ほか11筆
松本 辰昭	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新29番82ほか44筆
松本 辰昭	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新29番55ほか1筆
藤島 敬治	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字迎中原新34番53ほか2筆
坂本 光陽	上益城郡山都町入佐	上益城郡山都町下名連石字下鹿見塚新30番5ほか2筆
岩永 一則	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新29番16ほか14筆
岩永 一則	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新29番23
特定非営利活動法人丸山ハイランド	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字中原新35番57ほか14筆
特定非営利活動法人丸山ハイランド	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字中原新35番73
大久保 進	上益城郡山都町原	上益城郡山都町下名連石字迎中原新34番91ほか10筆
大久保 進	上益城郡山都町原	上益城郡山都町下名連石字迎中原新34番99
藤永 忠士	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新29番44ほか1筆
山本 寿幸	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字下髭副3866番4ほか1筆
成瀬 智寿	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字下髭副3944番ほか1筆
農事組合法人元白旗	上益城郡甲佐町白旗	上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第二1866番3ほか32筆
宮本 英世	上益城郡甲佐町白旗	上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第一1828番1ほか1筆
本田 龍治	上益城郡甲佐町白旗	上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第一1826番1
農事組合法人やまいで	上益城郡甲佐町白旗	上益城郡甲佐町大字白旗字小中尾1032番ほか86筆

農事組合法人アグリたぐち	上益城郡甲佐町田口	上益城郡甲佐町大字田口字下新地2098番1ほか145筆
農事組合法人津志田	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字池田2087番ほか124筆
農事組合法人いとだ	上益城郡甲佐町糸田	上益城郡甲佐町大字糸田字梶原1698番1ほか233筆
農事組合法人いとだ	上益城郡甲佐町糸田	上益城郡甲佐町大字糸田字下川原1087番ほか3筆
農事組合法人いとだ	上益城郡甲佐町糸田	上益城郡甲佐町大字糸田字上川原182番1ほか14筆

2 認可年月日
平成28年3月1日

熊本県公告第161号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス八代竜北店
八代郡氷川町大字網道字式式番割274番2ほか
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の所在地
（変更前）三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村 嘉則
東京都港区西新橋三丁目9番4号
（変更後）三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村 嘉則
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 3 届出年月日
平成28年2月12日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局振興課
平成28年3月1日から平成28年7月1日まで

熊本県公告第162号

平成29年度及び平成30年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札への参加に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の経営事項審査の申請時における審査申請の方法等について、次のとおり公告する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請の対象者
平成29年度及び平成30年度において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有する者
- 2 申請の受付
平成28年度に本県が実施する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の申請を行う際（予備日を除く。）に持参した者を受け付ける。
- 3 提出書類及び提出部数
平成29・30年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事） 2部
個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書 1部
- 4 持参書類
別途定める経営事項審査申請に必要な書類
- 5 資格審査及び結果通知
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。
(2) 3に掲げる提出書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定値の請求を行っていない業種及び申請直前2か年又は3か年の営業年度における工事実績がない業種については、申請を受け付けない。
(3) 経営事項審査において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」となっている者の申請は受け付けない。

- なお、経営事項審査時に雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」であった者で、その後、平成29・30年度熊本県工事入札参加者資格審査申請について、別に定める「平成29・30年度熊本県工事入札参加者資格審査申請要領（経審時受付を除く申請及び技術事項等評価項目申請について）」（以下「経審時外受付申請要領」という。）に基づき審査を行う。
- (4) 審査の結果は、平成29年3月末までに文書にて通知する予定である。
- 6 入札参加者資格の有効期間
今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までとする。
- 7 その他
(1) 2に掲げる申請の受付方法を原則とするが、県庁への持参又は郵送による申請も認めるものとし、その受付方法については、経審時受付を除く申請及び技術事項等評価項目申請について（以下「経審時外受付申請要領」という。）を参照すること。
(2) 入札参加者資格審査における格付に係る技術事項等評価項目の申請を行う者は、別に定める経審時外受付申請要領に基づき別途申請すること。
(3) 経審時外受付申請要領は、平成28年11月頃までに定め、熊本県公報及びホームページ等に受付方法、技術事項等評価項目等を公表する。
(4) 入札参加者資格を保有している場合において電子入札システムの登録をしなければ、県の入札には参加できない。電子入札システムに必要なICカード、機器及び登録方法については、「くまもと県市町村電子入札ホームページ」を確認すること。
- 8 問合せ先
熊本県土木部監理課建設業班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話096-333-2485（ダイヤルイン）

熊本県公告第163号

平成28年度に熊本県が実施する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（経営状況分析を除く。）の申請の時期及び方法等について、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、次のとおり公告する。

なお、経営状況分析の申請については、法第27条の24第1項に規定する登録経営状況分析機関が規則第19条の2第1項の規定により公示する申請の時期及び方法等に従い行わなければならない。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請の対象者
熊本県内に主たる営業所を有する法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた建設業者で、直近の決算日（以下「審査基準日」という。）が平成27年10月1日から平成28年9月30日までの間（以下「該当期間」という。）のいずれかの日である者
- 2 審査日及び審査場所等
別表のとおり
- 3 審査日の予約
(1) 予約先
主たる営業所がある地域を所管する広域本部各地域振興局土木部又は県央広域本部土木部（熊本土木事務所）
(2) 予約の期限
平成28年11月30日
(3) 予約の方法
予約を行う審査日は、別表のうちの対象決算月に対応する審査日とし、当該予約は、法第11条第2項の規定による変更届出書（事業年度終了）を提出した後に行うものとする。ただし、審査基準日が平成28年8月1日から平成28年9月30日までの者にあつては、前年度に提出した変更届出書（事業年度終了）の副本（主たる営業所を所管する広域本部各地域振興局土木部又は県央広域本部土木部（熊本土木事務所）の受付印があるものに限る。）を持参し、平成28年11月1日から平成28年11月30日までの間に予約することができ、別表のうちの予備日の予約については、熊本県土木部監理課において平成29年1月16日から受け付けるが、予備日に予約できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。
ア 1の者のうち、平成29年1月11日までに経営事項審査を受審しなかった者であること。
イ 審査基準日が、該当期間内の日である建設業者で、平成28年10月1日以降に新たに法第3条第1項の規定による許可（業種の追加を含む。）を受けた者であること。

- ウ 民事再生法等の手續中の者であること。
- 4 申請の方法
 経営事項審査の申請は、3により予約した審査日に、別表に指定している審査場所において、5の書類を持参して行うものとする。
- 5 審査日に持参する書類
 - (1) 経営事項審査申請書（規則別記様式第25号の11）
 - (2) 経営事項審査添付書類
 - (3) その他別に定める書類
- 6 経営事項審査の手数料及び納付方法
 - (1) 手数料
 熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第2条第1項第114号に規定する額
 - (2) 納付方法
 経営事項審査添付書類の「審査手数料印紙（証紙）貼り付け書」に熊本県収入証紙を貼り付けて納付するものとする。
- 7 経営事項審査の結果通知
 経営事項審査の結果通知書は、申請者に対し郵送する。
- 8 その他
 経営状況分析は、国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関で行う必要がある。（登録経営状況分析機関については、国土交通省ホームページ「登録経営状況機関一覧」に掲載）
- 9 問合せ先
 熊本県土木部監理課建設業班
 〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話096-333-2485（ダイヤルイン）

別表

地区	対象決算月	審査日			審査場所
		月	日(曜日)	開始時間	
熊 本	10~11月決算法人	4	21(木)、22(金)	午前9時から	4月~7月 (熊本県庁本館10階 1002会議室) 8月以降 (熊本県庁本館1階 101会議室)
	個人、12月決算法人	5	24(火)、25(水)		
		6	6(月)		
	1~2月決算法人	6	22(水)、23(木)		
	3月決算法人	7	19(火)、20(水)、21(木)		
	4月決算法人	8	25(木)、26(金)		
	5月決算法人	9	20(火)、21(水)		
	6月決算法人	10	19(水)、20(木)、21(金)		
	7月決算法人	11	8(火)、9(水)		
	8月決算法人	11	22(火)、24(木)、25(金)		
9月決算法人	12	12(月)、20(火)、21(水)、22(木)			
宇 城	10~11月決算法人	4	6(水)	午前9時から (4/6は 午後1時から)	宇城建設会館
	個人、12月決算法人	4	6(水)		
		5	13(金)		
		6	14(火)		
	1月決算法人	6	14(火)		
	2月決算法人	6	14(火)		
	3月決算法人	7	13(水)		
	4~5月決算法人	9	14(水)		
	6月決算法人	10	4(火)		
	7月決算法人	11	17(木)		
8月決算法人	11	17(木)			
9月決算法人	12	13(火)			

玉 名	10～11月決算法人	4	13(水)	午前9時から (4/13は 午後1時から)	玉名建設会館
	個人、12月決算法人	4	13(水)		
		5	11(水)		
		6	8(水)		
		6	8(水)		
	2～3月決算法人	7	12(火)		
	4月決算法人	8	22(月)		
	5月決算法人	9	1(木)		
	6月決算法人	10	18(火)		
	7月決算法人	11	1(火)		
8月決算法人	11	21(月)			
9月決算法人	12	2(金)			
鹿 本 菊 池	10～11月決算法人	4	25(月)	午前9時から	菊池建設会館
	個人、12月決算法人	5	17(火)		鹿本建設会館
		6	16(木)		
	1月決算法人	6	16(木)		菊池建設会館
	2～3月決算法人	7	14(木)		
	4月決算法人	8	23(火)		鹿本建設会館
	5月決算法人	9	13(火)		
	6月決算法人	10	5(水)、6(木)		菊池建設会館
	7月決算法人	11	7(月)		6日: 菊池建設会館 7日: 鹿本建設会館
	8月決算法人	12	6(火)、7(水)		6日: 菊池建設会館 7日: 鹿本建設会館
9月決算法人	12	6(火)、7(水)			
阿 蘇	10～11月決算法人	4	19(火)	午前9時から (4/19は 午後1時から)	阿蘇建設会館
	個人、12月決算法人	4	19(火)		
		5	18(水)		
		6	15(水)		
		6	15(水)		
	2月決算法人	7	7(木)		
	3月決算法人	7	7(木)		
	4月決算法人	8	18(木)		
	5月決算法人	9	7(水)		
	6月決算法人	10	11(火)		
7月決算法人	11	14(月)			
8～9月決算法人	12	5(月)			
上 益 城	10～11月決算法人	4	7(木)	午前9時から (4/7は 午後1時から)	矢部建設会館
	個人、12月決算法人	4	7(木)		
		5	12(木)		
		6	7(火)		
		6	7(火)		
	2～3月決算法人	7	1(金)		
4～5月決算法人	9	2(金)			

	6月決算法人	10	12(水)		
	7~8月決算法人	11	16(水)		
	9月決算法人	12	1(木)		
八 代	10~11月決算法人	4	15(金)	午前9時から	八代建設会館
	個人、12月決算法人	5	10(火)		
		6	17(金)		
	1月決算法人	6	17(金)		
	2~3月決算法人	7	8(金)		
	4月決算法人	8	19(金)		
	5月決算法人	9	8(木)、9(金)		
	6月決算法人	10	13(木)、14(金)		
	7月決算法人	11	10(木)		
	8月決算法人	11	18(金)		
9月決算法人	12	15(木)、16(金)			
芦 北	10~11月決算法人	4	14(木)	午前9時から (4/14は 午後1時から)	芦北建設会館
	個人、12月決算法人	4	14(木)		
		6	20(月)		
	1月決算法人	6	20(月)		
	2~3月決算法人	7	5(火)		
	4~5月決算法人	9	6(火)		
	6月決算法人	10	3(月)		
	7月決算法人	11	2(水)		
8~9月決算法人	12	19(月)			
球 磨	10~11月決算法人	4	12(火)	午前9時から (4/12は 午後1時から)	人吉建設会館
	個人、12月決算法人	4	12(火)		
		6	21(火)		
	1月決算法人	6	21(火)		
	2~3月決算法人	7	6(水)		
	4~5月決算法人	9	12(月)		
	6月決算法人	10	17(月)		
	7~8月決算法人	11	15(火)		
9月決算法人	12	14(水)			
天 草	10~11月決算法人	4	8(金)	午前10時から (5/20、6/10 9/16は 午前9時から)	天草建設会館
	個人、12月決算法人	5	19(木)、20(金)		
		6	9(木)、10(金)		
	1月決算法人	6	9(木)、10(金)		
	2~3月決算法人	7	15(金)		
	4月決算法人	8	24(水)		
	5月決算法人	9	15(木)、16(金)		
	6月決算法人	10	7(金)		
	7月決算法人	11	11(金)		
8月~9月決算法人	12	9(金)			
	個人、10~12月決算法人	4	20(水)		

大臣	1~2月決算法人	6	24(金)	午前10時から	4月~7月 (熊本県庁本館10階 1002会議室) 8月以降 (熊本県庁本館1階 101会議室)
	3月決算法人	7	22(金)、25(月)		
	4月決算法人	8	29(月)		
	5月決算法人	9	26(月)		
	6~7月決算法人	10	24(月)、25(火)		
	8月決算法人	11	28(月)		
	9月決算法人	12	8(木)		
予備日	受審要件を満たす者	平成 29 年	3 3(金)	午前10時から	熊本県庁本館1階 101会議室

登 載 依 頼

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 8 年 3 月 1 日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第3号

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の初任給調整手当に関する規則（昭和 3 6 年熊本県人事委員会規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。
別表（第 6 条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員	2 項 職 員
	円	円
1 年未 満	3 6 7 , 6 0 0	3 0 , 3 0 0
1 年 以 上 2 年未 満	3 6 7 , 6 0 0	3 0 , 3 0 0
2 年 以 上 3 年未 満	3 6 7 , 6 0 0	3 0 , 3 0 0
3 年 以 上 4 年未 満	3 6 7 , 6 0 0	3 0 , 3 0 0
4 年 以 上 5 年未 満	3 6 7 , 6 0 0	3 0 , 3 0 0
5 年 以 上 6 年未 満	3 6 7 , 6 0 0	3 0 , 3 0 0
6 年 以 上 7 年未 満	3 6 7 , 6 0 0	3 0 , 3 0 0
7 年 以 上 8 年未 満	3 6 7 , 6 0 0	3 0 , 3 0 0
8 年 以 上 9 年未 満	3 6 7 , 6 0 0	3 0 , 3 0 0
9 年 以 上 1 0 年未 満	3 6 7 , 6 0 0	3 0 , 3 0 0
1 0 年 以 上 1 1 年未 満	3 6 7 , 6 0 0	2 5 , 2 0 0
1 1 年 以 上 1 2 年未 満	3 6 7 , 6 0 0	2 0 , 2 0 0
1 2 年 以 上 1 3 年未 満	3 6 7 , 6 0 0	1 5 , 2 0 0
1 3 年 以 上 1 4 年未 満	3 6 7 , 6 0 0	1 0 , 1 0 0
1 4 年 以 上 1 5 年未 満	3 6 7 , 6 0 0	5 , 1 0 0
1 5 年 以 上 1 6 年未 満	3 6 7 , 6 0 0	
1 6 年 以 上 1 7 年未 満	3 6 3 , 6 0 0	
1 7 年 以 上 1 8 年未 満	3 5 9 , 6 0 0	
1 8 年 以 上 1 9 年未 満	3 5 5 , 6 0 0	
1 9 年 以 上 2 0 年未 満	3 5 1 , 6 0 0	
2 0 年 以 上 2 1 年未 満	3 4 7 , 6 0 0	
2 1 年 以 上 2 2 年未 満	3 3 0 , 7 0 0	
2 2 年 以 上 2 3 年未 満	3 1 3 , 5 0 0	
2 3 年 以 上 2 4 年未 満	2 9 6 , 8 0 0	

24年以上25年未満	279,900	
25年以上26年未満	263,000	
26年以上27年未満	242,200	
27年以上28年未満	221,800	
28年以上29年未満	201,400	
29年以上30年未満	180,600	
30年以上31年未満	158,700	
31年以上32年未満	136,800	
32年以上33年未満	115,100	
33年以上34年未満	83,200	
34年以上35年未満	53,400	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月1日

熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第4号

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年熊本県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「100分の150」を「100分の170」に、「100分の190」を「100分の210」に改め、同条第2号中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の90」を「100分の100」に改める。

第2条 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。第6条の6の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改める。

第13条第1号中「100分の170」を「100分の160」に、「100分の210」を「100分の200」に改め、同条第2号中「100分の80」を「100分の75」に、「100分の100」を「100分の95」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成27年12月1日から適用する。

熊本県教育委員会告示第2号

熊本県立美術館条例（昭和50年熊本県条例第33号）第16条第1項の規定により熊本県立美術館分館の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月1日

熊本県教育委員会委員長 木 之 内 均

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県立美術館分館	熊本市東区榎町1 6番7号	株式会社熊本県弘 済会 代表取締役 池田 真也	平成28年4月1日 から平成31年3月 31日まで

熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会公告第36号

平成27年度熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。
平成28年3月1日

熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会事務局
(熊本県健康福祉部健康福祉政策課長)

- 1 開催日時
平成28年3月7日(月)
午後2時から4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館4階 401会議室
- 3 議題
(1) 評価基準の改正について
- 4 報告
(1) 要綱等の改正について
(2) 第三者評価事業の進捗状況等について
- 5 傍聴者の定員
10人
- 6 傍聴手続き
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において、受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会事務局
(熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室)
(電話 096-333-2202)

熊本県男女共同参画審議会公告第42号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。
平成28年3月1日

熊本県環境生活部長

- 1 開催日時
平成28年3月10日(木)
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺公園28-51
熊本テルサ2階 りんどう・つばき
- 3 議事
(1) 第4次熊本県男女共同参画計画(案)について
(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく熊本県女性の活躍推進計画について
(3) 内閣府調査 地方公共団体の男女共同参画の状況(平成27年度)について
(4) 女性の社会参画加速化に向けた取組について
(5) その他・意見交換
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続き
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県男女共同参画審議会事務局
(熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課)
(電話 096-333-2287)

熊本県労働委員会告示第1号

熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成28年3月1日

熊本県労働委員会会長 原 村 憲 司

別記第2号様式及び別記第3号様式中「第19条第1項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を、「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人」を加え、「(注)2」を「2」に、「規則第4条」を「熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程第4条又は第17条」に、「定める」を「規定する」に改める。

別記第4号様式中「第19条第2項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第5号様式中「自己情報開示請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)開示請求決定期間延長通知書」に改め、「第19条第4項」及び「第19条第5項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第6号様式中「第14条」の次に「(第32条の4)」を、「第7項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第8号様式中「第19条第8項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第8号の2様式中「第19条の2第1項」の次に「(第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第9号様式を次のように改める。

別記第9号様式(第10条関係)

自己情報(自己特定個人情報)訂正請求書

年 月 日

熊本県労働委員会 様

請求者 住所又は居所 郵便番号

[法人にあつては、主たる事務所の所在地]

氏 名

[法人にあつては、その名称及び代表者の氏名]

連 絡 先

[法人にあつては、担当者の氏名及び連絡先] 電話番号()

熊本県個人情報保護条例第23条第1項又は同条第2項において準用する第14条第2項(第32条の5第1項又は同条第2項)の規定により、次のとおり自己情報(自己特定個人情報)の訂正を請求します。

訂正請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容	
訂正請求の趣旨及び理由	

<代理人記入欄>法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 [該当するものの番号を○で 囲んでください。]	1 未成年者 2 成年被後見人 3 請求者に委任をした者
本人の氏名及び住所	氏名
	住所 (電話番号() —)
本人に代わって訂正請求をする理由	

- (注) 1 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。
 2 「訂正請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容」欄は、請求に係る自己情報(自己特定個人情報)が特定できるように具体的に記載してください。
 3 「訂正請求の趣旨及び理由」欄は、訂正を求める箇所及び訂正の内容を含め、具体的に記入してください。
 4 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。
 5 法定代理人が請求する際は、4の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。
 6 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、4の書類のほか、本人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類(本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証 2 旅券 3 その他()
代理人資格確認欄	1 戸籍謄本 2 委任状 3 その他()
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は労働委員会の定めにより交付を受けた 個人情報記録された物の写し
備考	受付年月日 年 月 日

別記第10号様式及び別記第11号様式中「第25条第2項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第12号様式中「第25条第3項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号様式中「自己情報訂正請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)訂正請求決定期間延長通知書」に改め、「第25条第1項」及び「第25条第4項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号の2様式中「第25条の2第1項」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号の3様式中「第25条の3」の次に「(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第13号の4様式を次のように改める。

別記第13号の4様式(第12条の4関係)

自己情報(自己特定個人情報)利用停止請求書

年 月 日

熊本県労働委員会 様

請求者 住所又は居所 郵便番号

{ 法人にあっては、主たる事務所の所在地 }

氏名 { 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 }

連絡先 { 法人にあっては、担当者の氏名及び連絡先 } 電話番号()

熊本県個人情報保護条例第25条の4第1項又は第2項において準用する第14条第2項(第32条の6第1項又は第2項)の規定により、次のとおり自己情報(自己特定個人情報)の利用停止を請求します。

Table with 2 columns: 利用停止請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容, 利用停止請求の趣旨及び理由

<代理人記入欄>法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

Table with 2 columns: 本人の区分, 本人の氏名及び住所, 本人に代わって利用停止請求をする理由

- (注) 1 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
2 「利用停止請求に係る自己情報(自己特定個人情報)の内容」欄は、請求に係る自己情報(自己特定個人情報)が特定できるように具体的に記載してください。
3 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄は、どのような利用停止を求めるかを含め、具体的に記入してください。
4 請求の際は、本人又は法定代理人若しくは本人の委任による代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。
5 法定代理人が請求する際は、4の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。
6 自己特定個人情報について本人の委任による代理人が請求する場合は、4の書類のほか、本人から委任を受けた者であることを証明するために必要な書類(本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

Table with 2 columns: 請求者確認欄, 代理人資格確認欄, 開示を受けたことの確認, 備考

別記第13号の5様式及び別記第13号の6様式中「第25条の7第2項」の次に「(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
別記第13号の7様式中「第25条の7第3項」の次に「(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。
別記第13号の8様式中「自己情報利用停止請求決定期間延長通知書」を「自己情報(自己特定個人情報)利用停止請求決定期間延長通知書」に改め、「第25条の7第1項」及び「第25条の7第4項」の次に「(第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の規定により提出されている請求書その他の書類は、改正後の熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の規定により提出された請求書その他の書類とみなす。

3 この規程の施行の際現に存する改正前の熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

宇城地域保健医療推進協議会公告第1号

宇城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成28年3月1日

宇城地域保健医療推進協議会長

1 開催日時

平成28年3月16日(水) 午後3時00分から5時00分まで

2 場所

熊本県宇城総合庁舎 3階大会議室

3 議題

(1) 第6次宇城地域保健医療計画の取組状況について

(2) 地域医療構想について

(3) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

宇城市松橋町久具400-1

宇城地域保健医療推進協議会事務局(宇城保健所総務福祉課)

(電話0964-32-0517)

上益城地域保健医療推進協議会公告1号

平成27年度上益城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

平成28年3月1日

上益城地域保健医療推進協議会長

1 開催日時

平成28年3月17日(木)

午後2時から午後3時まで

2 開催場所

上益城郡御船町辺田見396-1

上益城地域振興局3階 大会議室

3 議題

(1) 協議事項

第6次上益城地域保健医療計画の進捗状況及び重点施策について

(2) 報告事項

①平成27年度上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会について

②平成27年度上益城地域医療構想検討専門部会について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会場に入ることができる。

(2) 傍聴手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県上益城郡御船町辺田見400番地

上益城地域保健医療推進協議会事務局（熊本県御船保健所総務企画課）

（電話096-282-0016）